

健康づくり推進条例（案）の解説

前文

健康は、生涯にわたりいきいきと暮らすための基本であり、心豊かに日々を過ごすための基盤となります。

市では、平成元年に「がん撲滅都市宣言」、平成6年に「健康スポーツ都市宣言」を行い、さらに平成15年には健康づくりの関する施策を推進するために「健康わかまつ21計画」を策定し、関係機関等と連携しながら健康づくりに取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化・人口減少の急速な進展、新興感染症の影響などにより市民の健康を取り巻く環境は大きく変わり、健康に対する価値観の多様化、地域や社会経済状況の違いによる健康格差、人生100年時代の到来などを踏まえた時代に即した健康づくりの推進が求められています。

また、健康寿命の延伸に向け、運動などの身体活動や食生活をはじめとした生活習慣の改善と生涯にわたる歯と口腔の健康づくり、健康診査やがん検診の受診率向上対策、生活習慣病の発症予防・重症化予防等の取組を更に進めていくことが重要です。

健康づくりは、本来市民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、主体的に取り組んでいくことが必要ですが、市民の健康づくりを更に推進するためには、全ての市民が、心身の健康づくりに対する关心と理解を深められるようその気運の醸成を図るとともに、市、市民、関係団体、保健医療関係者、教育機関等及び事業者が一体となって、健康づくりに取り組んでいくための環境を整備していく必要があります。

こうしたことから、健康づくりの基本理念を明らかにするとともに関係機関・団体等が一体となって健康づくりを総合的かつ効果的に推進し、市民が自分らしく、健康でいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指すために、この条例を制定します。

【解説】

本条例制定の背景や趣旨に加えて、本市のこれまでの健康づくりに係る取組や、これから目指す社会について示したものです。

健康づくりは、年齢にかかわらず市民一人ひとりが自らの健康を意識し、主体的に取り組む必要があります。しかしながら、健康づくりの推進は、行政の取組や個人の努力だけでは難しい側面もあり、市民の健康づくりの取組を地域社会全体で支援する環境づくりを進める必要があります。行政機関及び関係機関・団体等が一体となって、健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、市民が自分らしく健康でいきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指し、本条例を制定するものです。

(健康)

- 健康とは、単に病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態をいいます（世界保健機関 WHO憲章）。近年では、それに加え一人ひとりの尊厳や生活の質、自らが感じる自分の健康観など、自分らしい人生を送れることも健康の要素という考え方が広まっています。

(健康わかまつ21計画)

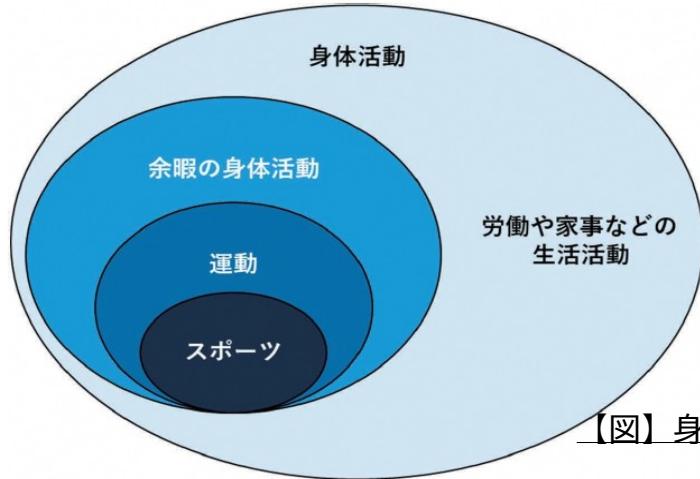
- 健康増進法第8条2項に基づく市町村健康増進計画で、生活習慣病を中心とした市民の健康増進の推進に関する施策について策定したものです。
 - ・平成15年3月 健康わかまつ21計画 策定
 - ・平成25年3月 第2次健康わかまつ21計画 策定
 - ・令和5年3月 第3次健康わかまつ21計画 策定

(健康寿命)

- 健康寿命とは、WHO（世界保健機関）が2000年に提唱した概念です。健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指し、ここで用いている健康寿命は、要介護2未満を「健康」として算出します。

(身体活動)

- 身体活動とは、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する全ての活動のことです。図に示したように「身体活動」は、日常生活における家事・労働などに伴う生活活動のほか、運動やスポーツを内包する幅広い概念です。



【図】身体活動・運動・スポーツの捉え方
(厚生労働省資料)

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、市民の健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条は、本条例の目的が「市民が生涯にわたり健やかでいきいきと暮らすことができる社会の実現に寄与すること」であることを明らかにしています。

また、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務や市民の役割等を明らかにすることを定めています。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に住所を有する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内に事業所等を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 関係団体 市の区域内で活動を行う団体であって営利を目的としないものをいう。
- (4) 保健医療等関係者 市の区域内において保健、医療、福祉等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 教育機関等 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、その他これらに類する教育機関及び保育所その他の児童福祉施設をいう。

【解説】

この条は、本条例における用語の定義を定めています。

(事業者について)

- 事業者とは、法人企業であれば当該法人、個人企業であれば事業経営主を指します。その事業活動は、営利目的であるか否かを問いません。

(関係団体について)

- 関係団体とは、市内で公益的活動を行う団体で、町内会や老人クラブなど地域を基盤に形成された団体や、保健委員会、食生活改善推進協議会などの健康増進に関する活動を行う団体や自主グループを含めます。

(保健医療等関係者)

- 医療機関、保健医療福祉分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会等）、保健医療福祉に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士）等の団体や個人を指します。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人ひとりが健康づくりの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。

- (2) 市、事業者、関係団体、保健医療等関係者及び教育機関等は、市民一人ひとりが継続的に健康づくりに取り組めるよう必要な支援及び社会環境の整備に努めること。
- (3) 市、市民、事業者、関係団体、保健医療等関係者及び教育機関等は、それぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組むこと。

【解説】

この条は、本条例を推進する上での基本理念を定めています。

健康づくりは、市民一人ひとりが健康への関心と理解を深め、心身の状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むことを規定しています。

健康づくりの推進は、個人の努力だけでは難しい側面もあり、一人ひとりの取組が継続できるように地域社会全体で支援する必要があります。そのため、多様な主体が相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に取り組むことを規定しています。

(市の責務)

- 第4条 市は、市民、事業者、関係団体、保健医療等関係者及び教育機関等と相互に連携を図りながら、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、健康づくりに必要な情報を把握し、周知及び提供に努めるとともに、健康づくりの推進に関する施策に反映させるものとする。
- 3 市は、健康づくりの推進に関する施策を効果的に実施するため、国、福島県及び他の市町村と連携を図るよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりを推進する上での市の責務を定めています。

第1項は、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、その施策の実施に当たっては、多様な主体と相互に連携を図ることを規定しています。

第2項は、保健医療に関する情報や統計データの収集等を行い、広く周知に努めるとともに、健康づくりの推進に関する施策に反映させることを、また、第3項は、施策の効果的な実施のために国、県及び他市町村と連携を図るよう努めることを規定しています。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、健康づくりに関する意識を高め、積極的に健康診査やがん検診を受けること等により自らの健康状態を把握し、心身の状態に応じて、健康づくりに主体的かつ継続的に取り組むよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する市民の役割を定めています。

健康づくりは、個人の健康観に基づき一人ひとりが主体となって自主的に取り組むことが必要であることから、自らが心身の状態や生活習慣に关心を持ち、健康づくりに主体的、継続的に取り組むよう努めることを規定しています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりに積極的に取り組むことができる職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する事業者の役割を定めています。

事業者は、労働安全衛生法により、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じ、従業員の安全と健康を確保することが求められています。

第1項は、健康診断や検診等の機会の確保や受動喫煙対策等、従業員の健康づくりに配慮した職場環境の整備に努めることを規定しています。従業員が健康で働き続けることができる職場環境をつくることは、従業員の生産性向上とともに企業価値の向上、医療費の適正化につながり、ひいては市民の健康状態の改善につながることが期待されます。

第2項は、働く世代の健康づくりにおいては、事業者の有する影響も大きいことから、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めることを規定しています。

(関係団体の役割)

第7条 関係団体は、その活動にあたっては、健康づくりに配慮するとともに、健康づくりに資する情報及び活動機会の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

2 関係団体は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する関係団体の役割を定めています。

関係団体は、多様なつながりやその特性等を活かして健康づくりに資する活動に取り組み、市民等が気軽に参加できる場を提供することや、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めることを規定しています。

(保健医療等関係者の役割)

第8条 保健医療等関係者は、市民が健康づくりに必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するものとする。

- 2 保健医療等関係者は、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。
- 3 保健医療等関係者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する保健医療等関係者の役割を定めています。

保健医療等関係者は、健康を最前線で支えるという重要な役割を有していることから、市民が保健指導、健康診査、検診、栄養指導、介護予防、医療、その他の保健医療サービスを世代や個人の状態に応じて適切に受けられるように配慮するよう努めることを規定しています。

また、それぞれの専門性に基づき、健康づくりに関する正しい情報を提供し、それぞれの業務において健康づくりに関する普及啓発に努めること、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めることを規定しています。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、乳幼児、児童、生徒及び学生に対して健康に関する学びの場の提供等により、心身共に健康な体づくりの推進に努めるものとする。

- 2 教育機関等は、市や関係団体、保健医療等関係者が実施する健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する教育機関等の役割を定めています。

教育機関等は、心身の発達や疾病的予防、食育、歯と口腔の健康、飲酒・喫煙・薬物乱用防止などの健康づくりに関する学びの場を提供すること等により、心身共に健康な体づくりの推進に努めることを規定しています。

また、多様な主体による健康づくりの推進に関する活動に協力するよう努めることを規定しています。

(健康づくりに関する計画)

第10条 市は、市民の健康づくりに関する施策を推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する健康増進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民の健康づくりに関する基本方針及び目標

(2) 市民の健康づくりに関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、計画を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、会津若松市健康づくり推進協議会の意見を聽かなければならないものとする。

4 市は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

【解説】

この条は、健康づくりに関する施策を推進するため、健康づくりに関する計画の策定等について定めています。

健康増進法第8条第2項の規定により「市町村は、住民の健康の増進の推進に関する施策について、計画を定めるよう努めるものとする」と定められており、この規定に基づいて策定された計画が本条例における健康づくりの推進に関する計画です。

なお、本市では平成15年度に「健康わかまつ21計画」を、平成25年度に「第2次健康わかまつ21計画」を、令和5年度には、「会津若松市自殺対策推進計画」を包含した「第3次健康わかまつ21計画」を策定し、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯と口腔の健康、がん、循環器病、糖尿病、こころの健康、自殺対策の分野別に評価指標と目標値を掲げ、様々な施策に取り組んでいます。

計画の策定や変更にあたっては、会津若松市健康づくり推進協議会からの意見聴取を行うことや、策定内容を公表することを規定しています。

(会津若松市健康づくり推進協議会)

○ 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置。

会津若松市健康づくり推進協議会条例（平成5年会津若松市条例第11号）により、市民の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、その結果を答申することが規定されています。

協議会は、各種団体の代表者、保健医療関係団体の代表者、関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する委員で組織されています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条は、条例の施行に関して必要となる事項について、この条例とは別に市長が定めることとしています。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。